

労働災害家族の生活実態
に関する調査

— 結果報告書 —

昭和48年

労働省婦人少年局

は し が き

労働省婦人少年局では、労働者家族の福祉向上の見地から、労働者家族の問題と、その福祉対策について、かねてから調査研究、啓発活動をすすめてきたところである。なかでも、労働災害が、その家族の生活に及ぼす影響について、昭和44年以来調査を実施しており、今回は労働災害により負傷又は罹病し、長期にわたり療養中の家族について、生活の現状並びに夫の被災による生活の変化の実態を明らかにするための調査を実施した。

この調査の結果が、労働者家族福祉問題に関心を持たれる方々のご参考になれば幸いである。

調査の実施にあたりご協力いただいた方々はじめ関係機関の各位に厚くお礼申し上げる。

昭和49年3月

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

調 査 の 概 要	1
-----------	---

調査結果の要約	2
---------	---

調 査 結 果	5
---------	---

I 夫の被災状況	5
----------	---

1. 傷 病	5
--------	---

2. 被災時期	5
---------	---

3. 被災時の夫の年齢	5
-------------	---

4. 被災事業場の業種および規模	6
------------------	---

II 家族の状況	7
----------	---

1. 家族員数と有業者数	7
--------------	---

2. 子どもの有無	8
-----------	---

3. 別居している家族の有無	9
----------------	---

4. 妻の年齢	9
---------	---

III 住居について	10
------------	----

1. 住居の状況	10
----------	----

2. 移転の有無	10
----------	----

IV 家族の生活	11
----------	----

1. 被災後の生活	11
-----------	----

(1) 被災事業場退職の有無	11
----------------	----

(2) 被災事業場からの援助状況	1 2
(3) 被災事業場から支給されたお金	1 2
(4) 家計への影響	1 3
(5) 子どもの就学への影響	1 4
2. 現在の生活	1 5
(1) 家計維持者	1 5
(2) 長期傷病補償給付としての年金額	1 6
(3) その他の公的年金額	1 6
(4) 世帯の月収額	1 6
V 妻の就業	1 7
1. 就業の有無	1 7
2. 妻の就業状態	1 8
3. 就業するまでの期間と就業経路	2 0
4. 仕事の継続状況	2 0
5. 労働時間	2 1
6. 妻の月収額	2 2
7. 妻が現在就業していない理由	2 3
8. 保育の状況	2 3
VI 夫の介護	2 4
1. 療養期間	2 4
2. 介護の要否	2 5
3. 介護の内容	2 5
4. 介護に要する時間	2 6
5. 見舞者および見舞回数	2 6

Ⅶ 妻の意識	27
1. 困っていること、つらいこと	27
2. 要望事項	28

統計表目次

第1表	傷病	5
第2表	被災時期	5
第3表	被災時の夫の年令	6
第4表	被災事業場の業種	7
第5表	被災事業場の規模	7
第6表	家族員数	8
第7表	有業者数	8
第8表	子どもの有無	8
第9表	子どもの学令区分	9
第10表	現在別居している家族の有無	9
第11表	別居している理由	9
第12表	妻の年令	10
第13表	住居の状況	10
第14表	移転の有無	11
第15表	移転した理由	11
第16表	退職の有無	12
第17表	援助の有無	12
第18表	援助の内容	12
第19表	被災事業場からのお金の支給の有無	13
第20表	支給されたお金の内容	13
第21表	夫の被災による家計への影響の有無	14

第22表	家計に影響があつた家庭が切りぬけてきた方法	14
第23表	夫の被災による子どもの就学への影響の有無	15
第24表	影響があつた内容	15
第25表	影響がなかつた理由	15
第26表	家計維持者	16
第27表	長期傷病補償給付年金額	16
第28表	その他の公的年金額	17
第29表	世帯の月収額	17
第30表	就業の有無	17
第31表	現在働いている妻	18
第32表	妻の就業状態	18
第33表	雇用形態	19
第34表	就業形態	19
第35表	夫の被災後、はじめて妻が就業するまでの期間と就業経路	20
第36表	仕事の継続状況	21
第37表	仕事をかわつた理由	21
第38表	労働時間	22
第39表	妻の月収額	23
第40表	就業していない理由	23
第41表	保育の状況	24
第42表	療養期間	24
第43表	療養形態	25
第44表	介護の要否	25
第45表	介護の内容	26
第46表	夫の介護に要する時間	26
第47表	妻が介護する時間	26
第48表	見舞者および見舞回数	27

第49表	傷病別見舞回数.....	27
第50表	夫の被災後困つたことの有無.....	28
第51表	困っていることの内容.....	28
第52表	要望の有無.....	29
第53表	要望事項.....	29

付 録

調 査 票.....	31
労働者災害補償保険について.....	44
1. 保険給付.....	44
(1) 長期傷病補償給付.....	44
(2) スライド制.....	44
(3) 厚生年金保険との調整.....	45
2. 保険サービス（保険施設）.....	45

調 査 の 概 要

1 調査の目的

労働災害により負傷または罹病し、長期にわたり療養中の労働者の家族について、就労状況、家計など生活の現状並びに夫の被災による生活の変化の実態を明らかにして、労働者家族福祉対策の基礎資料とする。

2 調査の地域

全国（但し沖縄を除く）

3 調査の対象

昭和48年3月末現在、労働者災害補償保険の長期傷病補償給付を受けている者の妻約1,200名。

回収有効数は974名である。

4 調査の時期

昭和48年9月1日～10月31日

5 調査の方法

各婦人少年室職員および婦人少年室長の委嘱する統計調査員による訪問面接調査。

6 調査項目

- (1) 家族構成に関する事項
- (2) 妻の就業に関する事項
- (3) 夫の就業に関する事項
- (4) 家族の生活に関する事項
- (5) 夫の日常生活に関する事項
- (6) 妻の意識に関する事項

7 調査機関

労働省婦人少年局

調査結果の要約

1 夫の被災状況

調査の対象となつたものの夫の傷病は「じん肺」が最も多く51.4%、次いで「せき損」33.7%、「その他」14.9%となつている。

被災時の夫の平均年齢は44.1才である。

被災した当時、勤務していた事業場の業種は、「製造業」が3割を占め、次いで「鉱業」、「建設事業」が多い。また被災事業場の7割は従業者数100人未満の事業場である。

2 家族の状況

平均家族員数は被災時4.7人、現在3.9人である。

被災時は、1人家族で夫が1人働く家庭が多かったが、現在は、3人家族で妻またはその他の家族が1人働くという家庭が多くなつている。

生計を共にしている子どもを持つている者は、被災時91.6%、現在78.4%である。

被災時には、大部分の者が義務教育修了以前の子どもを持つている。

妻の平均年齢は、被災時39.5才、現在50.7才である。

3 住居の状況

現在の住居の状況は、「自分の持家」に住んでいる者が68.9%と最も多い。

夫の被災後住居を移転した者は全体の5割で、その移転理由としては、「被災時の家は社宅だったから」、「夫が療養するのによいから」、「本人や家族の仕事の都合から」等を多くあげている。

4 家族の生活

(1) 被災後の生活

被災事業場を退職した夫は、91.4%とほとんどの者が退職している。

被災後、事業場から「災害見舞金」、「退職一時金」などのお金を支給された者は、全体の7割である。

夫の被災による家計への影響は「生活費」に最も現われている。その切りぬけてきた方法は、「生活をきりつめた」家庭が81.6%、「妻が働いて増収をはかった」家庭が53.1%となつている。また子どもの就学または進学に支障があつたかどうかをみると該当する子どものいる家庭の6割が影響を受けており、その内容は「高校進学をやめて就職した」が多くあげられている。

(2) 現在の生活

家計の主たる維持者は、被災時にはほとんどの家庭が「夫」であつたが現在は、夫の労災の年金によつて家計を維持している家庭が4割、労災の年金と妻が働いて得た収入が半々の家庭が2割となつている。

1ヵ月の世帯収入総額の平均は92,159円である。

5 妻の就業

夫の被災時には、4割の妻が就業していたが、被災後さらに4割の者が新たに仕事についている。

被災後、はじめて仕事についた妻の就業経路は、「親せき、知人のせわ」によるものが多い。

現在就業している妻は、全体の6割強である。

就業状態別にみると「雇用労働者」が最も多く61.7%を占めている。そのうち4割の者が「技能工、生産工程作業」に従事している。

また雇用されている妻の月収額は「3万円以上4万円未満」が最も多く、次いで「2万円以上3万円未満」が多くなつている。

現在仕事につきたいがつかない妻の理由をみると「夫のせわに手がかか

るから」、「適当な仕事がないから」などが多くなっている。

6 夫の介護

現在自宅療養している夫（全体の75.3%）のうち日常の身のまわりのことについて看護・世話を「必要」とする者は26.2%、「時により必要」とする者は24.0%で両者を合わせて5割が看護・世話を必要としている。また看護・世話が「必要」と答えた者の75.0%は「せき損」である。

夫が必要とする看護・世話のうち主なものは「清拭・入浴」、「用便」「通院付添い」となっている。

夫の看護などはそのほとんどを妻が主に行っている。

夫の看護・世話に要する時間は1日平均4時間12分となっている。

夫の入院先に見舞に行く者の8割は妻である。

傷病別に見舞回数をみると「せき損」は「ほとんど毎日」が最も多いが「じん肺」では「ほとんどいかない」が最も多くなっている。

7 妻の意識

全体の9割の者は、夫の被災後「困ったことがある」と答えており、その内容として「家計について」、「本人の過労について」、「夫自身について」等のことが多くあげられている。

さらに全体の8割の者は、国や地方自治体、事業場、社会一般に対し、なんらかの要望を述べている。その主なものは「国の労災補償の増額」、「事業場の補償の充実」、「傷病者に対する社会一般の理解」等である。

調 査 結 果

I 夫の被災状況

1 傷 病

調査の対象となつたものの夫の傷病は、「じん肺」が最も多く51.4%と過半数を占め、次いで「せき損」33.7%、「その他」14.9%の順となつている。(第1表)

第1表 傷 病

(%)

計	じん肺	せき損	その他
(974)100.0	51.4	33.7	14.9

注 () 内は実数で単位人。以下同じ。

2 被災時期

夫が被災した時期は、ほとんどが28年以降であるが、なかでも「28年以後37年以前」の10年間で42.5%と半数近くを占め、次いで「38年以後42年以前」が37.2%となつており、28年から42年までの15年間で全体の8割を占めている。(第2表)

第2表 被災時期

(%)

計	昭和27年以前	28年以後 37年以前	38年以後 42年以前	43年以後 45年以前
(974)100.0	2.3	42.5	37.2	18.1

3 被災時の夫の年令

夫が被災した時の年令は、平均44.1才で、「30才以上40才未満」

が24.8%、「40才以上50才未満」が30.7%、「50才以上」が34.2%となっており、比較的高年令時の被災が多い。

傷病別に平均年令をみると「じん肺」48.9才、「せき損」37.5才、「その他」42.8才で、粉じんが蓄積されて発病する「じん肺」が最も多く、また50才以上で発病した者の占める割合も「せき損」は13.1%、「その他」は24.1%であるが、「じん肺」では50.9%と半数を占めている。(第3表)

第3表 被災時の夫の年令

(%)

傷病	計	28才以上 30才未満	30才以上 40才未満	40才以上 50才未満	50才以上	不明	平均年令
計	(974)1000	9.5	24.8	30.7	34.2	0.7	44.1才
じん肺	(501)1000	1.8	10.6	36.0	50.9	0.8	48.9才
せき損	(328)1000	22.0	42.3	22.3	13.1	0.3	37.5才
その他	(145)1000	8.3	34.5	31.7	24.1	1.4	42.8才

4 被災事業場の業種および規模

夫が被災時に勤務していた事業場の業種は、「製造業」が30.9%を占め、次いで「鉱業」27.8%、「建設事業」24.1%の順になっている。(第4表)

規模別にみると従業者数「10人～29人」が47.8%と半数近くを占め、被災事業場の7割は、従業者数100人未満の事業場である。(第5表)

第4表 被災事業場の業種

(%)

計	林業	漁業	鉱業	建設 事業	製造業	運輸業	電気・ガス 又は 水道の事業	その他の 事業
(974)100.0	3.2	0.3	27.8	24.1	30.9	10.2	0.2	3.3

第5表 被災事業場の規模

(%)

計	4人 以下	5～ 9人	10～ 29人	30～ 49人	50～ 99人	100～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上
(974)100.0	5.5	6.2	47.8	6.0	8.8	11.0	3.2	3.7	7.8

Ⅱ 家族の状況

1 家族員数と有業者数

夫が被災した家族の現在の家族員数をみると「3人」、「4人」がそれぞれ25.4%、24.4%と合わせて半数を占め、夫と妻だけの家族数「2人」の家庭は20.8%となっており、一方「6人以上」16.5%、「5人」12.8%で、家族員数の少ない家庭が多い。

被災時と現在の家族員数をくらべると、現在では、「5人」、「6人以上」の割合が減り、反対に「2人」、「3人」の割合がふえ、平均家族員数は、4.7人から3.9人へ減っている。(第6表)

家族のなかで働いている者の数は被災時、現在とも有業者「1人」が

最も多く、被災時41.0%、現在39.8%となっており、夫にかわつて妻やその他の家族が働いていることがうかがわれる。一方、有業者のいない家庭が現在13.6%存在することも見逃せない。(第7表)

第6表 家族員数

(%)

時 期	計	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上	平均 家族員数
被災時	(974)100.0	8.3	15.3	26.3	22.2	27.9	4.7人
現 在	(974)100.0	20.8	25.4	24.4	12.8	16.5	3.9人

第7表 有 業 者 数

(%)

時 期	計	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人 以上	平均有 業者数
被災時	(974)100.0	—	41.0	32.6	15.5	6.7	3.0	1.2	2.0
現 在	(974)100.0	13.6	39.8	31.3	11.1	3.5	0.7	0.0	3.9

2 子どもの有無

生計を共にしている子どもの有無をみると、被災時では、91.6%、現在では78.4%の者が子どもをもっている。(第8表)

子どもを学令区別にみると、被災時では、「学令前」36.4%、「小学校」46.2%、「中学校」33.9%となっており、大部分の者が義務教育以下の子どもをもっていた。(第9表)

第8表 子どもの有無

(%)

時 期	計	あ り	な し
被災時	(974)100.0	91.6	8.4
現 在	(974)100.0	78.4	21.6

第9表 子どもの学令区分

(%)

時 期	計	学令前	小学生	中学生	高校・ 大学生	その他
被 災 時	(892)100.0	3.64	46.2	33.9	21.1	18.8
現 在	(764)100.0	7.5	20.7	21.0	22.2	42.4

(注)(1) 多答である。

(2) *は該当する子どもがいる者の数である。

3 別居している家族の有無

被災時に生計を共にしていた家族で現在別居している家族があるものは58.1%と過半数を占めている。(第10表)

その理由は、子どもが成長して婚姻したための別居が多くなっている。(第11表)

第10表 現在別居している家族の有無

(%)

計	あ り	な し
(974)100.0	58.1	41.9

第11表 別居している理由

(%)

計	婚 姻	就職・出稼ぎ	就 学	養子縁組	入 院	そ の 他
(566)100.0	111.0	71.2	6.5	1.6	1.8	19.8

(注)(1) 多答である。

(2) *は別居している家族がある者の数である。

4 妻の年令

被災時の妻の年令は、「30才以上40才未満」が全体の32.9%、

「40才以上50才未満」が34.3%と7割近くを占めるが、現在では40才代(29.3%)、50才代(37.2%)が7割となつている。

平均年齢は、被災時では、39.5才であるが、現在では、50.7才となつている。(第12表)

第12表 妻の年齢

時 期	計	30才未満	30才以上 40才未満	40才以上 50才未満	50才以上 60才未満	60才以上	不 明	平 均 年 齢
計	(974)100.0	7.4	23.8	31.7	26.4	10.5	0.3	—
被災時	(974)100.0	13.9	32.9	34.3	15.6	2.8	0.6	39.5
現 在	(974)100.0	0.9	14.3	29.3	37.2	18.3	—	50.7

Ⅱ 住居について

1 住居の状況

現在の住居の状況は、「自分の持家」に住んでいる者が68.9%と最も多く、「借家・民営のアパート」に住んでいる者は15.8%となつている。(第13表)

第13表 住居の状況

計	社宅寮	自分の 持 家	公営、公団、公 社の賃貸住宅	借家・民営 のアパート	間借り	同 居	その他
(974)100.0	2.9	68.9	7.6	15.8	0.6	2.8	1.4

2 移転の有無

夫の被災時から住居を移転した者とし不在者が半々となつている(第14表)

移転した者のうち7割の者が「被災後3年以上」経過した時に移転し

ている。

「移転した」理由をみると「被災時の家は社宅だったから」という者が39.6%を占め、次いで「夫が療養するのによいから」18.9%、「本人や家族の都合から」12.7%の順となっている。(第15表)

第14表 移転の有無

(%)		
計	移 転 し た	移 転 し ない
(974)100.0	44.6	55.4

第15表 移転した理由

(%)								
時 期	計	被災時の家は社宅だったから	ここの方が家賃が安いから	夫が療養するのによいから	夫の入院先に近いから	本人や家族の仕事の都合から	実家に帰つたから	その他
計	(434)100.0	39.6	7.4	18.9	5.3	12.7	1.6	45.6
被災後 1年以内	(38)100.0	47.4	7.9	21.1	5.3	15.8	7.9	25.3
" 1～3年	(91)100.0	38.5	8.8	15.4	4.4	10.9	1.1	51.6
" 3年以上	(300)100.0	38.0	7.0	20.0	5.3	13.0	1.0	46.7
不 明	(5)100.0	100.0	—	—	20.0	—	—	20.0

注 *は移転した者の数である。

Ⅳ 家族の生活

1 被災後の生活

(1) 被災事業場退職の有無

夫が被災したことにより被災時に勤務していた事業場を退職したかどうかをみると、療養期間が長い者が多いためか91.4%の者が退職

している。(第16表)

第16表 退職の有無

(%)

計	退職した	退職しない
(974)100.0	91.4	8.6

(2) 被災事業場からの援助状況

夫が被災した事業場からの援助の状況をみると「住宅の貸与」、「家族の就職のせわ」、「生活一般に関する相談」などなんらかの援助があつた者は全体の38.6%である。

なお、被災時より長期間たつているためか、事業場からの援助があつたかどうか覚えていない者が多い。(第17表、第18表)

第17表 援助の有無

(%)

計	あり	なし
(974)100.0	38.6	61.4

第18表 援助の内容

計	住宅の貸与	融資貸付金 制 度	家族の就職 の せ わ	生活一般に 関する相談	そ の 他
(376)100.0	20.5	3.7	17.8	12.5	61.7

註 (1) 多答である。

(2) *は援助があつた者の数である。

(3) 被災事業場から支給されたお金

夫の被災後に事業場からお金を支給された者は全体の7割である。

(第19表)

支給されたお金の内容をみると「災害見舞金」が40.2%と最も多く、次いで「退職一時金」28.0%が多くなっている。(第20表)

第19表 被災事業場からのお金の支給の有無

計	あ り	な し
(974)100.0	69.9	30.1

第20表 支給されたお金の内容

計	災害見舞金	休業補償	退職一時金	退職年金	そ の 他
(681)100.0	40.2	19.7	28.0	1.8	10.3

注 *はお金の支給があつた者の数である。

(4) 家計への影響

夫が被災したことにより、「家計への影響があつた」と答えている者は全体の93.6%を占めている。これに対し「特に大きな影響はなかつた」と答えている者は6.4%となつている。最も家計に影響があつた面としては「生活費」で全体の95.1%を占めている。その切りぬけてきた方法は、「生活をきりつめた」家庭が81.6%、「妻が働いて増収をはかつた」家庭が20.6%となつている。

また「特に大きな影響はなかつた」と答えた家庭は、その理由として「被災前から家族が働いて収入があつた」、「事業場から給与等が支給された」などを多くあげている。(第21表、第22表)

第21表 夫の被災による家計への影響の有無

(%)

合 計	影 響 が あ っ た					特に大きな影響はなかつた					
	計	生活費	住 宅 移転費	教育費	その他	計	被災した事業 場からの 支 給	本人の 収 入	家族の 収 入	その他	不明
	100.0 (912)	95.1	7.8	29.2	4.8	100.0 (62)	41.9	33.9	45.2	35.5	3.2
100.0 (974)					93.6						6.4

(注) 多答である。

第22表 家計へ影響があつた家庭が切りぬけてきた方法

(%)

計	生活をき りつめた	借 金 を し た	田、畑、 土地など を処分し た	預金をお ろして使 った	本人が働 いて増収 をはかつ た	本人以外 の家族が 働いて増 収をはかつ た	親・親類 の援助を 受けた	その他
100.0 (912)	81.6	27.2	7.3	27.6	53.1	23.8	27.0	10.0

(注) 多答である。

(5) 子どもの就学への影響

夫の被災によつて子どもの高校への就学または進学に支障があつたかどうかをみると、該当する子どものいる家庭の6割の者が「影響があつた」と答えている。(第23表)

影響があつた者の内容をみると「高校進学をやめて就職した」というのがもつとも多く、影響があつた者の40.9%を占め、次いで「アルバイトをして就学または進学した」17.2%、「全日制をやめて定時制にした」13.4%の順になつている。(第24表)

一方、夫の被災により、子どもの高校就学や進学に「影響はなかつた」理由は「自費でまかなえた」者が大部分である。(第25表)

第 2 3 表 夫の被災による子どもの就学への影響の有無

(%)

計	あ り	な し
([*] 648)100.0	6 1.1	3 8.9

(注) *は該当する子どもがいる家庭の数である。

第 2 4 表 影響があつた内容

(%)

計	高校進学をやめて就職した	高校を中途退学して就職した	全日制をやめて定時制にした	アルバイトをして就学または進学した	公的機関の奨学金を受ける	事業場の奨学金を受ける	その他	不明
([*] 396)100.0	4 0.9	4.8	1 3.4	1 7.2	8.6	1.1	1 3.4	0.8

(注) *は影響があつた者の数である。

第 2 5 表 影響がなかつた理由

(%)

計	自費でまかなえる	被災前から進学の予定なし	そ の 他	不 明
([*] 252)100.0	4 6.3	2 4.6	1 0.7	0.4

(注) *は影響がなかつた者の数である。

2 現在の生活

(1) 家計維持者

家計の主たる維持者をみると、被災時では、夫が家計維持者である家庭が 8 6.7%と大部分を占め、妻が家計維持者である家庭はわずか 0.2%にすぎない。

現在では、主として夫の労災年金によつて家計を維持している家庭が 4 0.1%あり、労災の年金と妻が働いて得た収入が半々の家庭が

19.5%となつている。また妻が家計維持者となつた家庭は14.7%に増加している。(第26表)

第26表 家計維持者

(%)

時 期	計	夫 だ け	夫 と 妻	妻 だ け	子 ど も (1人以上)	そ の 他
被 災 時	(974)100.0	86.7	6.3	0.2	0.7	6.2
現 在	(974)100.0	40.1	19.5	14.7	10.0	15.7

(注) 現在は、主として労災年金によつて家計を維持している場合は「夫だけ」に、労災年金と妻が働いて得た収入が半々の場合は「夫と妻」を家計維持者としている。

(2) 長期傷病補償給付としての年金額

労災保険による長期傷病補償給付としての平均年金額は465,091円である。(第27表)

第27表 長期傷病補償給付年金額

(円)

計	20万円 未 満	20万円 以上 30万円 未 満	30万円 以上 40万円 未 満	40万円 以上 50万円 未 満	50万円 以上 60万円 未 満	60万円 以上 70万円 未 満	70万円 以上 80万円 未 満	80万円 以上 90万円 未 満	90万円 以上 110万円 未 満	110万円 以上	平 均 給 付 年 金 額
1000 (974)	4.6	18.4	20.9	18.5	16.3	8.3	5.1	2.8	2.8	2.1	円 465,091

(3) その他の公的年金額

労災保険たる長期傷病補償給付たる年金の受給者であつて、同時に厚生年金保険、あるいは国民年金の加入者にあつては、同じ事由でそれぞれ年金が調整支給されている。これらの労災保険以外の公的年金の平均支給年額は、92,953円である(第28表)

第28表 その他の公的年金額

(%)

計	5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上 20万円未満	20万円以上	平均 給付年額
(434)100.0	13.1	52.1	29.0	4.6	1.1	円 92,953

※ はその他の公的年金を受けている者の数である。

(4) 世帯の月収額

労災保険の長期傷病補償年金を含む公的年金、妻およびその他の家族の働いて得た収入額、親せき等からの仕送り、生活保護等の手当等、調査対象となつた世帯のすべての収入をあわせた合計の1カ月の世帯収入総額の平均は92,159円である。(第29表)

第29表 世帯の月収額

(%)

計	3万円 未満	3万円 以上 5万円 未満	5万円 以上 7万円 未満	7万円 以上 10万円 未満	10万円 以上 15万円 未満	15万円 以上	不明	平均月収額
100.0 (974)	0.9	10.6	22.6	26.3	25.4	11.3	3.0	円 92,159

V 妻の就業

1 就業の有無

被災時から現在までの妻の就業の有無をみると、就業したことのある妻は81.0%でそのうち「被災時に就業していた」妻と「被災後はじめて就業した」妻がほぼ半数ずつとなっている。(第30表)

また現在就業している妻は全体の6割強である。(第31表)

第30表 就業の有無

(%)

合 計	あ り			な し
	計	被災時に仕事に ついていた	被災後はじめて 仕事についた	
(974)100.0	81.0	41.4	39.6	19.0

第31表 現在働いている妻

計	働いている	働いていない
(616)100.0	63.2	36.8

(注) *は現在働いている者の数である。

2 妻の就業状態

妻の就業状態をみると、夫の被災時に働いていた妻は、「雇用労働者」が61.7%と最も多く、次いで「自分の家の農業」20.6%、「内職」10.7%となつている。

被災後働き始めた妻は、「雇用労働者」75.1%、「内職」12.7%、「農業以外の自営業」8.8%の順となつている。

現在働いている妻は、「雇用労働者」が6割強を占め、そのうち4割の者が「技能工・生産工程作業」についている。(第32表)

雇用されている妻の雇用形態をみると、「常用」の者7割、「臨時・日雇」の者3割となつている。就業形態別では8割の者が「フルタイマー」、残り2割が「パートタイマー」となつている。(第33表、第34表)

第32表 妻

就業状況	合計	雇 用 形 態			
		計	専門的技術的職業	事務	販売
被災時働いていた妻	(403)100.0	(249)100.0	3.6	6.0	5.2
被災後働き始めた妻	(386)100.0	(290)100.0	2.4	5.9	13.4
現在働いている妻	(616)100.0	(393)100.0	4.1	7.4	8.7

第 3 3 表 雇用形態

就 業 状 況	計	常 用	臨時・日雇
被災時働いていた妻	(249)100.0	6 6.7	3 3.3
被災後働きはじめた妻	(290)100.0	6 3.1	3 6.9
現在働いている妻	(393)100.0	7 2.3	2 7.7

第 3 4 表 就業形態

就 業 状 況	計	フルタイマー	パートタイマー
被災時働いていた妻	(249)100.0	8 0.7	1 9.3
被災後働きはじめた妻	(290)100.0	7 5.9	2 4.1
現在働いている妻	(393)100.0	8 0.2	1 9.8

の 就 業 状 態

(%)

働 者			自分の家の農業	農業以外の自営業	内 職	そ の 他
技能工、生産工程作業	サービス職	そ の 他				
4 7.4	1 1.6	2 6.1				
		6 1.7	2 0.6	4.7	1 0.7	2.2
4 0.3	1 4.5	2 3.4				
		7 5.1	8.8	1 2.7	3.4	—
4 1.7	1 5.5	2 2.6				
		6 3.8	9.3	9.6	1 4.8	2.6

3 就業するまでの期間と就業経路

夫の被災後はじめて仕事についた妻の就業するまでの期間をみると、「3年以上」が最も多く、全体の4割を占めている。一方、「6カ月以内」に就業した妻も23.3%いる。

その就業経路は「親せき・知人のせわ」によるものが最も多く46.6%と半数近くを占め、次いで「夫の被災した事業場のせわ」12.4%、「自分ではじめた」12.4%の順となつている。

夫の療養開始後3年を経過したが、負傷あるいは、疾病がなおらず長期傷病補償給付に切り換えられた頃、親せき・知人のせわで就業した者が多いことがうかがえる。（第35表）

第35表 夫の被災後、はじめて妻が就業するまでの期間と就業経路

就 業 経 路 期 間	計		公 共 職 業 安 定 所	夫の被災した事業場のせわ		親せき 知人の せ わ	広告・ ビ ラ	自分で はじめ た	その他
				夫の被災した事業場に雇用	その他				
計	(386) 100.0	(386) 100.0	4.4	10.1	2.3	46.6	10.4	12.4	13.7
6カ月以内	23.3	(90) 100.0	4.4	13.3	3.3	42.2	8.9	10.0	17.8
6カ月～ 1年	13.5	(52) 100.0	3.8	7.7	—	53.8	15.4	9.6	9.6
1年～3年	21.0	(81) 100.0	4.9	14.8	—	50.6	11.1	12.3	6.2
3年以上	40.9	(158) 100.0	3.2	7.0	3.8	46.2	9.5	15.2	15.2
不 明	1.3	(5) 100.0	4.0	—	—	—	—	—	60.0

注 *は被災後働きはじめた者の数である。

4 仕事の継続状況

夫の被災時に仕事についていた妻の仕事の継続状況をみると、現在も「続けている者」が44.9%、「かわつた」者が33.7%、離職して

「現在は何にもしていない」者が21.3%となつている。

夫の被災後はじめて仕事についた妻で現在もその仕事を続けている者は54.4%おり、被災時に仕事についていた者より継続状況は良い。(第36表)

「かわつた」理由をみると「被災時に仕事についていた」者、「被災後はじめて仕事についた」者ともに「収入がよいから」、「時間的に余裕があるから」を理由にあげている者が多い。(第37表)

第36表 仕事の継続状況

(%)

就 業 状 況	計	続けている	かわつた	現在何にもして いない
計	(789)100.0	49.6	28.5	21.9
被災時仕事についていた	(403)100.0	44.9	33.7	21.3
被災後はじめて仕事についた	(386)100.0	54.4	23.1	22.5

注 *は仕事についたことがある者の数である。

第37表 仕事をかわつた理由

(%)

就 業 状 況	計	収入が よ い か ら	家 か ら 近 い か ら	仕 事 が ら く だ か ら	時 間 的 に 余 裕 が あ る か ら	その他
計	(310)100.0	21.0	12.9	9.7	15.2	41.3
被災時に仕事についていた	(178)100.0	21.3	12.9	8.4	13.5	43.9
被災後はじめて仕事についた	(132)100.0	20.5	12.9	11.4	17.4	37.9

注 *は仕事をかわつた者の数である。

5 労働時間

現在仕事についている妻の6割を占める雇用労働者の労働時間をみる

と、フルタイムは「7時間～8時間未満」が最も多いがパートタイムでは、「6時間～7時間未満」、「4時間未満」が多くなっている。

雇用労働者について就業者の多い内職では、半数の者が5時間未満である。(第38表)

第38表 労働時間

(%)

就業形態		合計	4時間 未満	4時間 ～5時間 未満	5時間 ～6時間 未満	6時間 ～7時間 未満	7時間 ～8時間 未満	8時間 ～9時間 未満	9時間 以上
合計		(616)100.0	11.0	55	62	8.4	31.0	25.8	11.0
雇用労働者	計	(393)100.0	4.6	4.1	3.3	7.4	42.2	33.6	4.8
	フルタイム	100.0	0.3	1.0	1.0	3.8	48.6	39.7	5.4
	パートタイム	100.0	20.5	16.7	12.8	21.8	16.7	9.0	2.6
自分の家の農業		(57)100.0	15.8	7.0	17.5	12.3	8.8	22.8	15.8
農業以外の自営業		(59)100.0	10.2	3.4	8.5	8.5	13.6	13.6	42.4
内 職		(91)100.0	30.8	19.8	8.8	12.1	9.9	5.5	13.2
そ の 他		(16)100.0	43.8	—	12.5	—	18.6	6.3	18.8

6 妻の月収額

雇用労働者となつている妻の月収額を階級別にみると、「3万円以上4万円未満」の階級が25.2%と最も多く、次いで「2万円以上3万円未満」が22.4%と多くなっている。

また内職をしている妻の4割は月収額が「1万円未満」となっている。(第39表)

第39表 妻の月収額

(%)

就業形態	計	1万円未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 3万円未満	3万円以上 4万円未満	4万円以上 5万円未満	5万円以上	不明
計	(616) 100.0	12.7	16.4	20.3	20.1	15.9	13.5	1.1
雇用労働者	100.0	3.1	13.2	22.4	25.2	21.1	14.5	0.5
自分の家の農業	100.0	31.6	15.8	14.0	15.8	10.5	8.8	3.5
農業以外の 自営業	100.0	6.8	16.9	18.6	15.3	11.9	27.1	3.4
内 職	100.0	41.8	29.7	16.5	6.6	2.2	3.3	—
その他	100.0	37.5	18.8	18.8	6.3	—	12.5	6.3

7 妻が現在就業していない理由

夫の被災時に仕事についていた者および被災後はじめて仕事についた者で現在就業していない妻のうち「仕事につきたいがつけない」と訴えている理由をみると「本人(妻)が病弱あるいは過労になるから」が43.1%と最も多く、次いで「夫のせわに手がかかるから」23.8%、「適当な仕事がないから」10.0%となつている。(第40表)

第40表 就業していない理由

(%)

計	夫のせわに 手がかかるから	乳幼児の保育 があるから	本人が病弱あ るいは過労に なるから	適当な仕事 がないから	その他
(160)100.0	23.8	5.6	43.1	10.0	17.5

8 保育の状況

現在就業している妻(全対象者の63.2%)で学令前の子どものある

者に保育の状況を聞いてみると「保育施設にあずけている者」が43.9%と最も多く、次いで「家族がみている」が24.4%と多くなっている。
(第41表)

第41表 保育の状況

合 計	保 育 施 設	家族がみている			家族以外の ものがみ ている	本人が仕事 をしながら みている	誰もみる人 がいない	その他
		計	夫	夫以外 の家族				
(41)100.0	43.9	24.4	14.6	9.8	4.9	12.2	4.9	9.8

(注) *は該当する子どもがいる者の数である。

Ⅶ 夫の介護

1 療養期間

夫が被災してから現在までの療養期間は「10年～20年未満」が43.5%と最も多く、次いで「5年～10年未満」が39.3%と多くなっている。

さらに傷病別にみると療養期間が長くなるほどじん肺の占める割合が高くなっている。(第42表)

第42表 療 養 期 間

期 間	計		じん肺	せき損	そ の 他
計	(974)100.0	(974)100.0	51.4	33.7	14.9
3年～ 5年未満	14.4	(140)100.0	36.4	35.0	28.6
5年～10年未満	39.3	(383)100.0	41.0	37.6	21.4
10年～20年未満	43.5	(424)100.0	64.4	38.2	5.4
20年以上	2.8	(27)100.0	74.1	25.9	—

2 介護の要否

夫が現在自宅療養している者（全体の75.3%）に食事、着がえ、その他身のまわりのことについて看護やせわを必要とするかをみると262%の者が「必要」、24.0%の者が「時により必要」と答えており、両者をあわせて半数の者が夫の看護・せわを必要としている。

看護・せわが「必要」と答えた者のうち75.0%は「せき損」である。
（第43表、第44表）

第43表 療養形態

(%)

療 養 形 態	計		じん肺	せき損	その他
計	(974) 1000	100.0	51.4	33.7	14.9
入 院	(241) 24.7	100.0	48.5	41.1	10.4
自 宅 療 養	(733) 75.3	100.0	52.4	31.2	1.6

第44表 介護の要否

介護の要否	計		じん肺	せき損	その他
計	(733) 1000	100.0	52.4	31.2	1.6
必 要	262	100.0	11.5	75.0	13.5
時により必要	24.0	100.0	40.9	38.1	21.0
必要なし	49.8	100.0	79.5	4.9	15.6

(出) *は自宅療養している者の数

3 介護の内容

夫が必要とする看護や世話の内容のうち、主なものは「清拭・入浴」、「用便」、「通院付添い」となっている。（第45表）

第45表 介護の内容

例

計	洗面	食事	用便	清拭・ 入浴	衣服・ 着がえ	歩行 介助	読書・ 新聞	通院 付添い	その他
(368)100.0	33.2	36.4	56.5	64.7	42.9	40.5	6.3	47.3	31.5

(注) (1) 多答である。

(2) *は介護を必要とする者の数である。

4 介護に要する時間

看護・せわにかかる1日の平均時間は4時間12分で、そのうち妻が看護・せわをする1日の平均時間は3時間36分である。

妻がせわをする時間は「1～3時間」が36.0%と最も多い。(第46、47表)

第46表 夫の介護に要する時間

例

計	1時間 未満	1～3 時間 未満	3～5 時間 未満	5～10 時間 未満	10時間 未満	不明	平均時間
(368)100.0	15.4	29.9	18.8	16.6	9.8	9.5	4時間12分

第47表 妻が介護する時間

例

計	1時間 未満	1～3 時間 未満	3～5 時間 未満	5～10 時間 未満	10時間 以上	不明	平均時間
(368)100.0	15.8	34.8	18.8	13.9	7.9	9.0	3時間36分

5 見舞者および見舞回数

夫の入院先に見舞に行くものの8割が妻である。

妻が見舞に行く回数は、「月1回」20.6%、「週1回」19.1%、「ほとんど毎日」18.6%が多くなっている。(第48表)

妻が見舞に行く回数を傷病別にみると「せき損」は「ほとんど毎日」が22.2%と最も多いが「じん肺」では「ほとんどいかない」が28.2%と最も多い。(第49表)

第48表 見舞者および見舞回数

例

行く人	計	ほとんど毎日	週2回	週1回	月2回	月1回	ほとんどいかない	不明
計	(241)100.0	16.6	12.4	17.0	12.4	19.1	22.0	1.7
本人(妻)	80.5	100.0	14.4	19.1	13.4	20.6	13.9	—
子ども	6.6	100.0	12.5	6.3	25.0	31.3	18.8	—
その他	12.8	100.0	—	9.7	—	3.2	74.2	12.9

注 * は見舞者の数である。

第49表 傷病別見舞回数

例

傷病	計	ほとんど毎日	週2回	週1回	月2回	月1回	ほとんどいかない	不明
計	(241)100.0	15.4	12.4	17.0	12.4	19.1	22.0	1.7
じん肺	(117)100.0	10.3	10.3	17.1	11.1	22.2	28.2	0.9
せき損	(99)100.0	22.2	16.2	12.1	13.1	15.2	19.2	2.0
その他	(25)100.0	12.0	8.0	36.0	16.0	20.0	4.0	4.0

Ⅶ 妻の意識

1 困っていること、つらいこと

現在困っていること、つらいことを尋ねるとともに、現在はそれほどでなくても被災当時をふりかえって困つたり、つらかつたりしたことがあれば合わせて尋ねたところ90.7%の者が困つたり、つらかつたりしていることがあると答えているが、その内容は「家計について」が64.1%

と最も多く、次いで「本人の過労について」が42.4%、「夫自身について」が32.6%の順となっている。(第50、51表)

第50表 夫の被災後困ったことの有無

計	困ったことがある	特につらいことはない	不明
(974)100.0	90.7	8.9	0.4

第51表 困っていることの内容

計	(883)100.0
家計について	64.1
夫のせわについて	29.2
夫自身について	32.6
本人(妻)の就労について	24.5
本人(妻)の過労について	42.4
子どもの保育、教育について	26.2
子どもの将来について	22.3
家庭全般のことについて	17.0
住宅について	17.7
親類、近隣とのつきあいについて	14.9
その他	15.1

(注) (1) 多答である。

(2) *は困ったことがある者の数である。

2 要 望 事 項

労働災害について国、都道府県、市町村あるいは事業所に対して全体の8割が要望を述べている。(第52表)

その内容で最も多かつたのは「国の労災補償の増額」で9割弱を占めている。そのほか「事業場の補償の充実」、「傷病者に対する社会一般の理解」という要望もかなりみられる。(第53表)

第52表 要望の有無

例

計	要望をもっている	特にのぞむことはない	不明
(974)1000	78.4	20.7	0.9

第53表 要望事項

計	(764) [*] 100.0
国の労災補償の増額	89.6
機能回復、技能習得のための施設の充実	10.5
補装具の改善、支給方法の改善	11.4
就労に対する援助	9.6
事業場の作業環境の整備、安全教育の徹底	18.7
事業場の補償の充実	25.5
傷病者に対する社会一般の理解	22.6
その他	28.4

(注) (1) 多答である。

(2) *は要望をもっている者の数である。

付

録

行政管理庁承認番号49191

昭和48年10月31日まで

秘

労働災害家族の生活実態に関する調査

調 査 票

昭和48年9月～10月

労働省婦人少年局

フエースト

婦人少年室名				調査者氏名	
監督署番号	サンプル番号		調査日	48年	月 日

年金証書番号					
受給者氏名					
受給者住所					
(妻の住所)					
被災者生年月日	明	・	大	・	昭 年 月 日
災害発生年月日	昭 年 月 日				
支給事由発生年月日					
厚年等差引後の年額					
厚年等調整額					厚年等種別
業 種		規 模		傷 病	
傷病部位		傷病性質		災害原因	

<記入のしかた>

- 質問に対する答は、該当する番号を○で囲むか、あてはまる答を書いて下さい。○で囲んだ答の後の()内には、答の内容を具体的に記入して下さい。
- 質問の後の(MA)は多答の意味ですから、該当する番号のすべてを○で囲んで下さい。

問 1 現在のあなたのご家族のようす、およびご主人が被災した当時のご家族のようすもうかがわせてください。ここでいう家族とは、生計を共にしている家族をいいます。

本人との 続 柄	現 在				被 災 時				別居の 理 由
	年 令 才	仕事の有 無	在 学 状 況	家 計 維持者	年 令 才	仕事の有 無	在 学 状 況	家 計 維持者	
夫		有 無				①有 無			
本人 (妻)		有 無				有 無			
		有 無				有 無			
		有 無				有 無			
		有 無				有 無			
		有 無				有 無			
		有 無				有 無			
		有 無				有 無			
		有 無				有 無			
		有 無				有 無			
世 帯 総 収 入 額	月 額				円				

- 注 1. 本人との続柄は、長男、次女、夫の母、長男の妻のように記入して下さい。
2. 年令は満年令を記入して下さい。
3. 仕事の有無について、仕事とは、収入（賃金、給料、営業収益など）をとまなう仕事をいい、自家営業（農業や店の仕事）の手伝いや内職も含めます。
4. 在学状況については次の該当番号を記入して下さい。
1. 学令前 2. 小学校 3. 中学校 4. 高校・大学 5. 就学していない
5. 家計維持者については、主たるものに○印をつけて下さい。主として夫の労災年金によって家計を維持している場合は夫に、労災年金と妻が働いて得た収入が半々の場合は夫と妻の両方に○印をつけて下さい。
6. 被災時に生計を共にしていた家族で現在別居しているものには、別居の理由欄に次の該当番号を記入して下さい。
1. 婚姻 2. 就職・出稼ぎ 3. 就学 4. 養子縁組 5. 入院 6. その他
7. 世帯総収入額には、公的年金を含め、所得税、社会保険料などを控除しない前の8月の実収入額を記入して下さい。農業、自営業は年収の1カ月の平均額を記入して下さい。

問2 今あなたのお住いはどういう家ですか。

- | | |
|------------------|-----------|
| 1. 社宅・寮 | 5 間借り |
| 2. 自分の持家 | 6. 同居 |
| 3. 公営・公団・公社の賃貸住宅 | 7. その他() |
| 4. 借家・民営のアパート | |

(注 ここで同居とは、親・兄弟等の家に寄寓し、家賃をほとんど払っていないものをいいます。)

問3 この家はご主人が被災される前からお住みですか。

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 被災前から住んでいる | 2 被災後に移ってきた |
| | { イ 被災後1年以内 |
| | { ロ 被災後1年～3年 |
| | { ハ 被災後3年以上 |

問4 <問3の答が2の入に> 家に移られたのはどういう理由ですか。(MA)

1. 被災時の家は社宅だったから
2. ここの方が家賃が安いから
3. 夫が療養するにいいから
4. 夫の入院先に近いから
5. 本人(妻)や家族の仕事の都合から
6. 実家に帰ったから
7. その他()

問5 ご主人が被災してから現在まで、あなた(妻)は仕事についたことがありますか。

1. 全くない
2. 被災時に仕事についていた
3. 被災後はじめて仕事についた

問6 <問5の答が2, 3のAに>それはどのような仕事ですか。

- | | (職 種) | (雇用形態) | |
|-------------|--------------|-----------|-----------|
| 1. 雇用労働者 | イ 専門的技術的職業 | { イ 常 用 } | |
| | ロ 事 務 | | ロ 臨時・日雇 |
| | ハ 販 売 | { (就業形態) | |
| | ニ 技能工・生熟工程作業 | | |
| | ホ サービス職業 | | イ フルタイマー |
| | ヘ その他() | | ロ パートタイマー |
| 2. 自分的な農業 | | | |
| 3. 農業以外の自営業 | | | |
| 4. 内 取 | | | |
| 5. その他 () | | | |

- 注 1. 同時に2つ以上の仕事について答える、主となる仕事を○で留めて下さい。
2. 雇用労働者については、さらに職種、雇用形態、就業形態について書いて下さい。
3. 常用とは、期間をきめずに、または1カ月をこえる期間をきめて雇われている者および臨時または日雇労働者で前2カ月の各月において18日以上雇用されている者をいいます。
4. パートタイマーとは、1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者より短い者および1日の所定労働時間が同じであっても、一週の所定労働日数が一般労働者より少ない者をいいます。

問7 <夫の被災後はじめて仕事についた人に> ご主人が被災してからあなたが仕事につくまでどのくらいの期間がありましたか、また、その仕事はどのようにしてみつけましたか。

- | (期 間) | (方 法) |
|-------------|---|
| 1. 6 カ月以内 | 1. 公共職業安定所 |
| 2. 6 カ月～1 年 | 2. 夫の被災した事業場のせわ |
| 3. 1 年～2 年 | <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> { <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> イ 夫の被災した事業場に雇用された
 ロ その他() </div> </div> |
| 4. 3 年以上 | 3. 親せき・知人のせわ
4. 広告・ビラ
5. 自分ではじめた
6. その他() |

問8 <夫の被災時に仕事についていた人、および被災後はじめて仕事についた人に>
その仕事を現在も続けていますか。

1. 続けている
2. かわった (理由、MA)

{

イ 収入がよいから
 ロ 家から近いから
 ハ 仕事がらくだから
 ニ 時間的に余裕があるから
 ホ そ の 他 ()
3. 現在はなにもしていない

(注 問6で答えた仕事をその後かわり、現在ではその仕事もやめてなにもしていない場合は「3.現在は何にもしていない」に入れてください。)

問9 <現在仕事についている人>現在どのような仕事についていますか。

- | | (職 種) | (雇用形態) | |
|-------------|--------------|--------|-----------|
| 1. 雇用労働者 | イ 専門的技術的職業 | イ 常 用 | |
| | ロ 事 務 | | ロ 臨時・日雇 |
| | ハ 販 売 | (就業形態) | |
| | ニ 技能工・生産工程作業 | | |
| | ホ サービス職業 | | イ フルタイマー |
| | ヘ その他() | | ロ パートタイマー |
| 2. 自分の家の農業 | | | |
| 3. 農業以外の自営業 | | | |
| 4. 内 取 | | | |
| 5. その他 () | | | |

(注は問6と同じ)

問10 <現在仕事についている人> あなた(妻)が働いて得た収入は1カ月どのくらいですか。(8月分の月収)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 1万円未満 | 4. 3万円～4万円未満 |
| 2. 1万円～2万円未満 | 5. 4万円～5万円未満 |
| 3. 2万円～3万円未満 | 6. 5万円以上 |

- (注1 収入は所得税、社会保険料などを控除しない前の実収入額を記入して下さい。)
2. 農業、自営業は年収の1カ月の平均額を記入し、個人の収入がはっきりしない場合は、およその割合で計算して記入して下さい。

問11 <現在仕事についている人> 1日の労働時間はどのくらいですか。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 4時間未満 | 5. 7時間～8時間未満 |
| 2. 4時間～5時間未満 | 6. 8時間～9時間未満 |
| 3. 5時間～6時間未満 | 7. 9時間以上 |
| 4. 6時間～7時間未満 | |

(注 雇用労働者以外の労働時間は、大体1日の平均労働時間を記入して下さい)

問12 <現在仕事についている人で、学令前の子どものある人に> あなたが働いている間、
学令前の子どもはどのようにしていますか。(MA)

1. 保育施設にあづけている
2. 家族のものがみている
 - イ 夫
 - ロ 夫以外の家族
3. 家族以外のものにみてもらっている
4. 本人(妻)が仕事をしながらみている
5. 誰もみる人がいない
6. その他()

(注 学令前の子どもが2人以上いて、それぞれ異った方法で保育している場合は、
あてはまる項目全部を○印で囲んで下さい。)

問13 <現在仕事についていない人に> 仕事をしていないわけをおきかせ下さい。(MA)

1. 仕事につく気持はない
 - イ 働かなくても経済的になんとかやっていかれるから
 - ロ 家計のきりきわしは大変だが、主婦は家にいる方がよいと思うから
 - ハ その他()
2. 仕事につきたいがつけない
 - イ 夫のせわに手がかるから
 - ロ 乳幼児の保育があるから
 - ハ 本人(妻)が病弱あるいは過労になるから
 - ニ 適当な仕事がないから
 - ホ その他()

問14 ご主人は被災時に勤務していた事業場を退職なさいましたか。

1. 退職した
2. 退職しない

問15 被災後、事業所から支給されたお金にはどのようなものがありましたか。(MA)

- | | | |
|-----------|-----------|------|
| 1. 災害見舞金 | イ あり()円 | ロ なし |
| 2. 休業補償金 | イ あり()円 | ロ なし |
| 3. 退職一時金 | イ あり()円 | ロ なし |
| 4. 退職年金 | イ あり(年)円 | ロ なし |
| 5. その他() | イ あり()円 | ロ なし |

問16 被災後、事業所からどのような援助がありましたか。(MA)

- | |
|------------------|
| 1. 住宅の貸与() |
| 2. 融資貸付金制度() |
| 3. 家族の就職のせわ() |
| 4. 生活一般に関する相談() |
| 5. その他() |

問17 ご主人が被災してから現在までの療養期間はどのくらいですか。また、どのような療養形態をとっていますか。

(療養期間)

(療養形態)

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1. 3年～5年未満 | 1. 自宅療養している |
| 2. 5年～10年未満 | 2. 自宅療養と入院を交互にしている |
| 3. 10年～20年未満 | 3. 入院している |
| 4. 20年以上 | |

(注 療養期間が長期にわたる場合、療養形態は最近1年間の状況についてきいて下さい。)

問18 <夫が現在自宅療養している人に> ご主人は身のまわりのことについて看護やせわを必要としますか。

1. 必要
2. 時により必要
3. 必要なし

問19 <問18の答が1、2の人に> ご主人の看護や世話についておきかせください。

(主に看護や世話にあたる人)

- 1. 本人(妻)
- 2. 子 ども
- 3. その他の家族
- 4. 家族以外の人
- 5. その他 (
- 6. せわをする人はいない

(注 看護婦・付添人を雇ったり、近所の人にみてもらっている場合は「4.家族以外の人」に入れます。)

(看護・せわの内容、MA)

- 1. 洗 面 ()
- 2. 食 事 ()
- 3. 用 便 ()
- 4. 清拭・入浴 ()
- 5. 衣服着がえ ()
- 6. 歩行介 助 ()
- 7. 読書・新聞 ()
- 8. 通院付添い ()
- 9. そ の 他 ()

(注 必要とするせわに○印、そのうち妻が主となってするせわに◎印をつけ、せわの具体的な内容を()内に記入して下さい。)

(せわ・看護にかかる時間)

- 1. せわにかかる時間(○印) 1日平均()時間
- 2. 妻がせわをする時間(◎印) 1日平均()時間

(介護料の支給)

- 1. 受けている 月額()円
- 2. 受けていない

問20 <夫が現在入院している人に> ご主人が入院している病院へはどのくらいお見舞に行きますか。

(見舞回数)

(主に見舞に行く人)

- 1. ほとんど毎日
- 2. 週 2 回
- 3. 週 1 回
- 4. 月 2 回
- 5. 月 1 回
- 6. ほとんどいかない

- 1. 本人(妻)
- 2. 子 ども
- 3. その他の家族
- 4. 誰もいない

問21 ご主人が被災したことにより、家計への影響がありましたか。

1. 影響があった

(主に影響のあった面)

- イ 生活費
 - ロ 住宅移転費
- ハ 教育費
- ニ その他()

(切りぬけてきた方法、MA)

- イ 生活をきりつめた
 - ロ 借金をした
 - ハ 田、畑、土地などを処分した
 - ニ 預金をおろして使った
- ホ 本人(妻)が働いて増収があった
- ヘ 本人以外の家族が働いて増収をはかった
- ト 親、親類の援助を受けた
- チ その他()

2. 特に大きな影響はなかった

(理由、MA)

- イ 被災された事業場から給与等が支給された
- ロ 被災前から本人(妻)が働いて収入があった
- ハ 家族
- ニ その他()

(注 現在は安定した生活を送っている場合でも、被災直後に借金をした、妻が働きに出たというのは、「1.影響があった」に入れます。

問22 ご主人の被災によつて、お子さんの高校への就学または進学に支障がありましたか。

1. 影響があった (内容)

- イ 高校進学をやめて就職した
- ロ 高校を中途退学して就職した
- ハ 全日制をやめて定時制にした
- ニ アルバイトをして就学または進学した
- ホ 公的機関の奨学金を受けた
- ヘ 夫の被災した事業場の奨学金を受けた
- ト その他()

2. 影響はなかった (理由)

- イ 自費でまかなえる
- ロ 被災前から高校進学の手定はなかった
- ハ その他()

3. 該当する子どもはいなかった

注 「1.あった」と回答したもののうち、該当する子どもが2人以上いる場合には、その年長の子どものついて理由をきいて下さい。

問23 ご主人が被災したことにより、特に困っていること、つらいことは何ですか(MA)

- 1. 家計について()
- 2. 夫のせわについて()
- 3. 夫自身について()
- 4. 本人(妻)の就労について()
- 5. 本人(妻)の過労について()
- 6. 子どもの保育、教育について()
- 7. 子どもの将来について()
- 8. 家庭全般のことについて()
- 9. 住宅について()
- 10. 親類、近隣とのつきあいについて()
- 11. その他()
- 12. 特に困っていること、つらいことはない

(注 現在困っていること、つらいことを尋ねるとともに、現在はそれほどでなくとも被災当時をふりかえって、困ったり、つらかったことがあればあわせて尋ね、該当する番号を○印で囲み、()内に要点を具体的に記入して下さい。

問24 労働災害について、国、都道府県、市町村あるいは事業所などに何を望みますか。

1. 国の労災補償の増額()
2. 機能回復、技能習得のための施設の充実()
3. 補装具の改善、支給方法の改善()
4. 就労に対する援助()
5. 事業場の作業環境の整備、安全教育の徹底()
6. 事業場の補償の充実()
7. 傷病者に対する社会一般の理解()
8. その他()
9. 特に望むことはない。

(注 主なものを3つまでに○印をつけ、その具体的内容を()内に記入して下さい。)

問25 夫の傷病に対して日頃考えていること、あるいは今後の生活設計をどのようにたてていくつもりか、それに対する不安、希望等おきかせ下さい。

今までの質問以外にも、お気づきの点あるいはご意見があればお聞かせ下さい。

調査者所見

（注 調査を実施して、サンプルおよびその家庭、夫、子ども等から受けた印象
あるいは観察して感じたこと等、調査者自身の感想を自由に記入して下さい。）

労働者災害補償保険について

労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）は、労働者が業務災害をこうむった場合に、その労働者や遺族に対し保険給付や種々のサービスを行なっている政府官掌の保険制度である。それは、業務災害によって失われ、あるいは減退した稼働能力を回復し、補償することにより、労働者とその遺族を保護することを目的としている。

1 保 險 給 付

(1) 長期傷病補償給付

療養補償給付を受ける労働者の傷病が、療養の開始後3年を経過してもなおらない場合で、政府が必要と認めるときに療養補償給付と休業補償給付とが長期傷病補償給付に切り替えられる。これは、年金給付と療養の給付（または療養の費用の支給）を内容としている。

なお、長期傷病補償給付が行なわれることとなったときは、当該労働者について労働基準法による解雇制限が解除される。

① 療養の給付（または療養の費用の支給）

長期傷病補償給付としての療養の給付（または療養の費用の支給）の内容は、療養補償給付と同じである。

② 年 金

長期傷病補償給付としての年金は、給付基礎年額（給付基礎日額の365倍）の60パーセント相当額の年金である。

(2) スライド制

労災保険の年金給付たる長期傷病補償給付の年金の額は、全産業の年間賃金水準が20%をこえて変動した場合には、それに応じて改定される。

年金給付のスライドは、すべて労働省の作成する「毎月勤労統計」における全産業の労働者1人あたりの平均給与額を基準としており、その平均額が、労働省の、業務上負傷し、又は疾病にかかった年における平均給与額（再改定の場合にあっては、前回の改定がなされた年における平均給与額）の20パーセントをこえて上昇または低下するにいたった場合に行なわれるものであり、この変動の生じた年の翌年の4月1日以降に支給される年金給付の額が変動率に応じて改定される。

(3) 厚生年金保険との調整

労災保険の年金と厚生年金保険の年金とが同一の事由について併給される場合には、労災保険の年金の額は、厚生年金保険の年金の支給額の50パーセント相当額を差し引いた額とされる。

$$(\text{受給総額} = \text{厚生年金} + (\text{労災年金の額} - \text{厚生年金の額} \times \frac{1}{2}))$$

2 保険サービス

業務災害を被った労働者や遺族に対しては、労災保険からその事由に応じて必要な保険給付が行なわれるが、さらに、被害者の具体的事情により必要に応じて保険施設として次のようなサービスが行なわれ、その一部は労災保険が出資している特殊法人の「労働福祉事業団」が行なっている。

長期傷病補償給付を受ける者が利用できる保険施設には次のようなものがある。

- (1) 労災リハビリテーション作業所の設置運営（重度せき髄損傷者を対象とし、健康管理を行ないながら適当な工業的作業をあっ旋し、その作業により収入を得させる。）
- (2) 社会復帰資金貸付制度（重度せき髄損傷者が車イス生活のための住宅改修などを行なう場合に、無利子で必要な資金（30万円を限度）を貸付ける。）
- (3) せき損用自動車購入資金貸付制度（40万円を限度とする。）
- (4) 労災援護金の支給

① 入院療養援護金の支給（けい肺またはせき髄損傷者で、過去に労災保険法による打切補償費の支給を受けて補償を打切られ、現在労災病院等に入院している者に対して、療養費相当額及び1月につき10,000円の入院雑費（せき髄損傷者については、このほか1日につき70円）を支給する。）

② 生業援護金（生業を営むため公的金融機関から融資を受けている者に対し、資金の最初の2年間の利子相当額（2万円を限度）を支給する。）

(5) 介護料

長期傷病補償給付を受ける自宅療養者であって介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対して、1月につき10,000円を介護の費用として支給する。

(6) せき損者の健康管理制度

業務災害によるせき髄障害者であって、現に障害等級第3級以上の障害補償年金を受けている者（障害等級第4級以下の障害補償年金を受けている者であっても、医学的にアフ

ター・ケアを必要とする認められる者を含む。)に無料でアフター・ケア(治療認定後の医療指導等)を実施する。